

## 第4回 子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」

開催日時：平成30年7月25日（水）  
13時30分～15時00分

開催場所：由利本荘市消防本部  
4階 大会議室

### 次 第

1. 挨拶：由利本荘市長

2. 議 事

(1) 子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」規約の改定

(2) 防災教育に関する取り組みについて

(3) 子吉川の減災に係る「H29年度の取組状況」および  
「今後の取組計画」について

(4) その他

- ・平成30年度の出水概要について
- ・危機管理型水位計の概要について（参考資料）

第4回 子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」

名簿

協議会委員

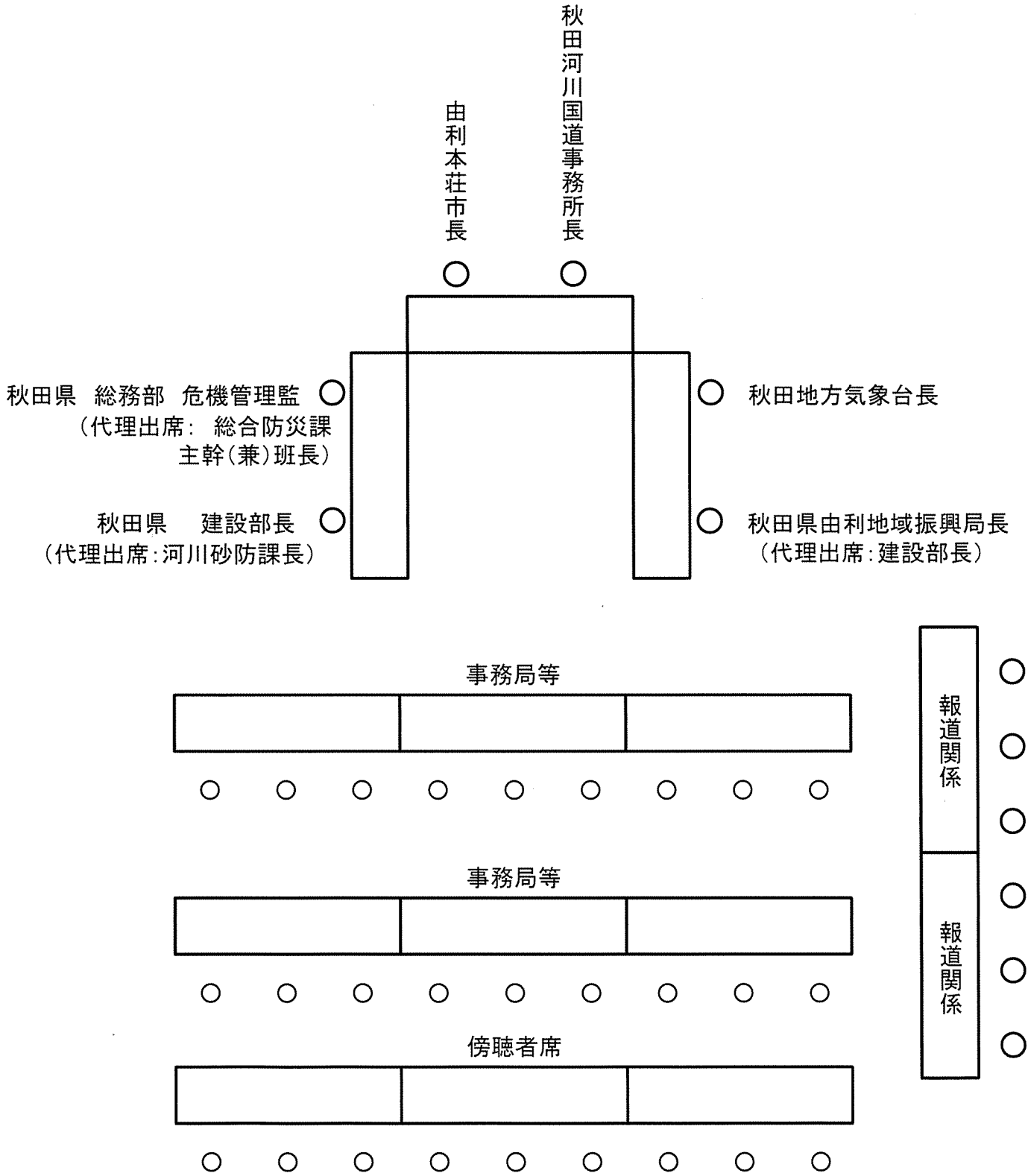
機関名	役職	氏名	備考
由利本荘市	由利本荘市長	ハセベ マコト 長谷部 誠	
秋田県	総務部 危機管理監  (総合防災課 主幹(兼)班長)	デグチ ヒロハル 出口 廣晴 サトウ オサム 佐藤 収	(代理)
	建設部長  (河川砂防課長)	オガワ トモヒロ 小川 智弘 オノ ヒサキ 小野 久喜	(代理)
	由利地域振興局長  (建設部長)	シダ タカヨシ 信田 隆善 タナカ ミチ 田中 道	(代理)
気象庁	秋田地方気象台長	コイケ ジロウ 小池 二郎	
国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所長	コンノ ケイジ 今野 敬二	

幹事会委員

機関名	役職	氏名	備考
由利本荘市	総務部 危機管理課 危機管理課長	マツナガ ヒロシ 松永 仁志	
秋田県	総務部 総合防災課長	ツチダ ゲン 土田 元	
	建設部 河川砂防課長	オノ ヒサキ 小野 久喜	
	由利地域振興局 総務企画部 地域企画課長	タカハシ シン 高橋 新	
	由利地域振興局 建設部 保全・環境課長	カマタ トシヒコ 鎌田 利彦	
気象庁	秋田地方気象台 防災管理官	ヤマグチ カンジ 山口 寛司	
国土交通省	東北地方整備局 秋田河川国道事務所 副所長	サイトウ マサミチ 齊藤 正道	

# 第4回 子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」

## 配席図





# 第4回 子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」

## 会場位置図

由利本荘市消防本部 4階 大会議室

秋田県由利本荘市美倉町27番地2



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。  
【承認番号 平29東 複 第33号】





## 子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」に関する傍聴規定

1. 子吉川「大規模氾濫時の減災対策協議会」は公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
  - (1) 傍聴人は、報道関係者とする。
  - (2) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
    - ア 危険な物を携帯している者
    - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
    - ウ 酒気を帯びていると認められる者
    - エ その他委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
  - (3) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
    - ア 会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
    - イ 騒ぎ立てる等、協議会の会議を妨害しないこと。
    - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
    - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
    - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
    - カ その他検討会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
  - (4) 傍聴人は、会議で非公開とする議題があったときは、事務局の指示により速やかに退場しなければならない。
  - (5) 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
  - (6) 事務局は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。